

# どうなる どうする 大阪の教育

～大阪府教育基本条例案を考える～



9月21日に大阪維新の会が府議会に教育基本条例案を提出しました。大阪弁護士会では、この条例案が掲げる知事の教育行政への権限強化と教育委員会制度を定めた法律との抵触や、教職員に対する職務命令をめぐる最高裁判決との関係など、憲法論・法律論としても検討すべき点が多いと考えています。さらに、条例案にある府立高校統廃合の方針などが学校現場にどのような影響をもたらすのか、子ども・保護者・市民の立場から考えることも必要です。

大阪弁護士会は、これらの問題について、提案者・教育委員・学者の方々をお招きし、市民の皆様とともに議論するシンポジウムを企画しました。皆様の多数のご来場をお待ちします。

## パネリスト

小河 勝氏(大阪府教育委員)

坂井良和氏(大阪市議員・大阪維新の会所属・弁護士)

二宮厚美氏(神戸大学発達科学部教授)

**2011.12.3(土)13:00-16:00**  
[開場12:30]

■ 大阪弁護士会館2階 201・202

■ 先着200名 **当日先着順** 参加費無料

■ 主催：大阪弁護士会

■ お問い合わせ先：大阪弁護士会委員会部司法課  
TEL.06-6364-1681

※当日参加も可能ですが、できれば、裏面申込書にて事前申込みをお願いします。